

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
サイバー共通教育の部外委託	仕 様 書 番 号	
	0 0 0 4	
	作 成	令和5年6月19日
	変 更	令和7年4月11日
	作成部隊等名	システム通信・サイバー 学校サイバー教育部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊システム通信・サイバー学校サイバー教育部サイバー教官室（以下、「教官室」という。）が担任するサイバー共通教育（以下、「本教育」という。）に係る役務について必要事項を規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語の定義は、次によるほか引用文書による。

1.2.1 受講者

本教育を受ける者をいう。

1.2.2 講師

役務により受講者に対し講義や解説を実施する者をいう。

1.2.3 役務対面教育

教育場所への講師派遣によって受講者が講師から直接受ける教育をいう。

1.2.4 官教育

受講者がシステム通信・サイバー学校において官の教官より直接受ける教育をいう。

1.2.5 認定試験

受講者が本教育の内容を修了したことを認定するために実施する試験をいう。

1.2.6 自習

受講者が本教育用に準備されたテキスト、コンテンツにより自ら学習することをいう。

1.2.7 自習サポート

受講者の教育内容に関する質問に掲示板及びメール等で遠隔回答するサービスをいう。

1.2.8 コンテンツ

インターネット上でE-ラーニング形式により提供される、受講者の学習を可能とする学習内容及び小テストをいう。

1.2.9 サイバー共通教育

事案対処等のサイバー関連業務従事者を養成する教育の受講に必要な知識及び技術を付与する教育をいう。

1.2.10 アクティブラーニング

グループディスカッション、ディベート、グループワーク、プレゼンテーションなどを通じて受講者が能動的に考え、主体的に学習する教育法のことをいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約締結後、当該文書に改正があった場合は、その適用について別途協議するものとする。

a) 規格

JIS Q 27001 情報セキュリティマネジメントシステム

b) 仕様書

- 1) GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
- 2) GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

c) 法令等

著作権法（昭和45年法律第48号）

1.3.2 関連文書

- a) 防衛省の情報保証に関する訓令〔防衛省訓令第160号（19.9.20）〕
- b) 陸上自衛隊の情報保証に関する達〔陸上自衛隊達第61-8号（19.12.17）〕
- c) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）
〔防運情第9248号（19.9.20）〕
- d) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）
〔防装庁（事）第137号（令和4年3月31日）〕

2 本役務に要求する事項

2.1 全般

防衛省・自衛隊におけるサイバー実務者育成のため、陸上自衛隊システム通信・サイバー学校が担任する本教育を実施するものとする。

2.2 時期

2.2.1 役務期間

役務期間は、調達要領指定書によって指定する。

2.2.2 役務対面教育期間

役務対面教育期間は、調達要領指定書によって指定する。

2.2.3 自習期間及び自習サポート実施期間

自習期間及び自習サポート実施期間は、調達要領指定書によって指定する。

2.2.4 官教育期間

官教育期間は、調達要領指定書によって指定する。

2.3 教育会場

役務対面教育及び認定試験の会場は、部外施設または久里浜駐屯地内の教場とし、部外施設における実施の要否は調達要領指定書によって指定する。部外施設で実施する場合、会場は陸上自衛隊久里浜駐屯地正門より直線距離で5 km以内に位置し、駐車場を有する施設とする。

2.4 教育対象

受講者は自衛隊各駐屯地等から参加する自衛官・事務官等とし、人数は調達要領指定書によって指定するものとする。

2.5 教育内容

2.5.1 一般的事項

付表に示す内容に基づき、サイバー関連業務の従事に必要な教育を実施するものとする。

2.5.2 役務対面教育

a) 付表に示す教育内容（基準）により役務対面教育を実施するものとする。役務対面教育の付表に示す実習項目についてはテキスト、教育用端末及びコンテンツを併用することを基準とする。この際、アクティブラーニングの手法を取り入れた教育を実施するものとし、各日の教育後に「振り返り」として、受講者個々の成果や気づきをグループ及び受講者全体で共有する時間を各課目に応じた時間配分にて設けることとする。また、教育時間中に特にアクティブラーニングを重視して実施する課目は付表による。細部は官側との協議による。

b) 日々の時程は8：30～17：00（50分につき10分程度の休憩及び昼食休憩1時間を含む。）を基準とするものとする。

2.5.3 自習サポート

本教育の内容に関する受講者の質問について、掲示板及びメール等で受け付け、土日祝日等を除く2日以内の8：30～17：00を基準として回答するものとする。

2.6 教育環境

2.6.1 教育用端末

契約相手方は、受講者が本教育期間において使用するノート型端末（メモリ16GB以上）を準備するものとする。教育用端末は持ち運び可能とし、コンテンツに接続するため、受講者のグループ（4人を基準）毎にインターネットに接続できる環境及び受講者毎に動画視聴に供するイヤホン等を付加するものとする。また、部外施設で役務対面教育を実施する場合、部外施設にサブモニターとして受講者毎に1台、教育用端末に接続ができるモニター（24インチ以上）を準備するものとする。端末及びインターネット接続器材は教育に必要な機能・性能を満足するものとし、持ち運びを容易とするため鞆等を準備するものとする。

2.6.2 役務対面教育環境

本環境では、2.7.1に示すテキストに沿った教育を行うものとし、一部課目についてはコンテンツを使用するものとする。部外施設を利用する場合、受講者を1室に集合させることを基準とし、会場の借り上げ及び机、椅子等学習に必要な器材は契約相手方が準備するものと

する。なお、端末は教育用端末を使うことを基準とし、必要に応じて印刷したテキストを準備するものとする。

2.6.3 官教育環境

官教育では該当課目を教育できるよう契約相手方が役務対面教育環境と同等の器材、端末等の環境を準備する。官教育のため契約相手方は、官の指定する教官に対して、教育の2週間前までに該当課目の教育に必要な端末の操作方法、教育に使用する環境へのアクセス方法及び使用方法を書面にて提出するものとする。該当課目は**付表**による。

2.6.4 自習環境

- a) インターネット上に準備するコンテンツの内容は**付表**に示す内容とする。
- b) 官教育期間中及び役務対面教育期間中は、教育用端末をシステム通信・サイバー学校内において使用できるようにするものとする。

2.7 教育資料の準備

2.7.1 テキスト

役務対面教育及び自習に必要なテキストの電子データを作成し、教育用端末内で使用可能にするとともに、教官室に対し提出するものとする。

2.7.2 コンテンツ

コンテンツとして、**付表**の細部課目に対応した学習内容及び細部課目ごとの小テストを準備し、受講者が学習及び小テストを実施できるものとする。小テストは、実技方式または択一及び記述方式を準備する。小テストの方式は**付表**による。小テストの結果は各回の教育終了後に集計し、教育結果報告書に記載するものとする。

2.8 認定試験

契約相手方は認定試験として、実技を主体とした受講者の評価を実施する。評価要領については官との協議による。契約相手方は、役務対面教育と同等の会場及び必要な器材を準備する。認定試験後のフォローアップとして、試験内容を復習するためのテストをインターネット上に準備し、契約終了まで公開するものとする。内容は官との協議による。

2.9 実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の条件を満足させる体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、「個人従事者」という。）であること。
- b) 契約相手方は、JIS Q 27001 (ISMS) を取得していること。
- c) 個人従事者は、情報セキュリティ及びサイバーセキュリティの情勢や技術動向について十分な知識と経験を有していること。
- d) 契約相手方は、日本語で資料の作成及び教育が実施できること。
- e) 契約相手方は、官公庁向けのセキュリティトレーニングを、過去3年以内で10回以上実施した経験を有していること。

2.10 管理事項

2.10.1 輸送

部外施設を利用する場合、契約相手方は、役務対面教育実施間及び認定試験実施日において、陸上自衛隊久里浜駐屯地と教育会場との間において受講者を輸送するものとする。契約相手方は、受講者の乗降においては路上停車を伴わず安全に乗降できるよう処置する。細部は官側と協議するものとする。

2.10.2 給食

部外施設を利用する場合、契約相手方は、受講者に対し、役務対面教育実施間及び認定試験実施日において、昼食を提供するものとする。細部については調達要領指定書による。

2.11 報告

a) 教育実施計画書の作成

- 1) 契約相手方は、官側と協議の上、契約後速やかに教育実施体制、教育の実施計画等を記載した教育実施計画書を作成し、官と内容について協議したのちに官側に提出するものとする。
- 2) 教育実施計画書には、2.9で示した実施体制（講師の略歴等を含む。）、工程、課目毎の教育要領（アクティブラーニング実施要領を含む。）、認定試験の実施要領及び評価要領を含むものとする。
- 3) 教育実施計画書に変更が必要な場合は、本教育全体に対する影響を調査し、官側に報告するとともに、官側と協議の上、変更を行うものとする。

b) 教育結果報告書の作成

契約相手方は、対面教育期間終了後、速やかに、教育の結果（小テストの集計、アクティブラーニングの実施内容及びアクティブラーニング実施時の受講者の発言に関するレポート、認定試験の点数及びこれらの分析含む。）について、報告書を作成し、官側に提出するものとする。

c) 認定試験点数の速報

認定試験終了後、直ちに各人の点数について官側に報告するものとする。

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4 その他の指示

4.1 貸付文書

貸付資料は表1によるものとする。

表1 貸付文書

番号	内容	数量	引渡時期	引渡場所	返納時期	返納場所	有償・無償の別
1	サイバー要員教育 (LV2) テキスト (2024年版)	1部	契約相手方からの申し出後速やかに	システム通信・サイバー学校(久里浜駐屯地)	契約終了まで	システム通信・サイバー学校(久里浜駐屯地)	無償

※注 電子データによる。

4.2 提出資料

提出資料は表2によるものとし、提出前に官側の確認を受けるものとする。

表2 提出資料

番号	内容	提出方式	数量	提出時期	提出先
1	教育実施計画書	電子データ (※1)	1部	契約後速やかに	システム通信・サイバー学校 サイバー教育部
2	教育結果報告書			官教育期間及び役務対面 教育期間終了後速やかに	
3	テキスト			自習期間開始前まで	
4	認定試験問題			認定試験開始前まで	

※1 ファイル形式は官との調整による。

4.3 官側における支援

契約相手方は、官側の支援を必要とする場合、官側と協議の上、次の支援を受けることができる。

- a) 役務に必要な官側資料等の貸与又は閲覧等
- b) 役務に必要な官側施設及び機器の使用
- c) 役務に必要な官側の人員による支援
- d) 駐屯地における電力、用水、スペース等の使用
- e) その他官側が必要と認めたもの

4.4 施設の立ち入り

契約相手方は、施設の立入（輸送車両の操縦手の立入含む。）については、官側の指定する申請手続きを実施し、原則として対面教育開始前日までに所要の立入申請を完了し、許可を得るものとする。

4.5 情報保全

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下、「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）における**添付書類「装備品等役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」**に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.6 サプライチェーン・リスク対応

契約相手方は、GLT-CG-Z000009に基づき、サプライチェーン・リスクに対応するものとする。

4.7 著作権・知的財産権

- a) 契約相手方は、本役務の履行に際して、第三者が有する知的財産権（営業秘密、ノウハウ等を含む。以下同じ。）を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。また、契約相手方が、前記に定める必要な措置を講じなかったことにより、官側が損害を受けた場合には、官側は、契約相手方に対してその損害につき賠償を請求することができる。
- b) 本役務の履行に際して、創作された提出書類等において著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下同じ。）が発生する場合の権利は、次によるものとする。ただし、官側は、提出書類等を自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻案、翻訳、複製及び貸与することができるものとする。
 - 1) テキスト及び認定試験問題を除く提出書類等に関する著作権は、官側に帰属するものとする。また、契約相手方は提出書類等に関する著作者人格権を行使しないものとする。テキスト及び認定試験問題については、電子データを官側による再利用が可能であるように著作権上の処置を講じる。
 - 2) 前項に関わらず、提出書類等に含まれる契約相手方が既に著作権を保有しているものについては、この限りではない。
- c) 提出書類等が第三者の知的財産権を侵害しているとして、官側に対して第三者から何ら

かの請求及び主張が行われた場合には、契約相手方は自己の費用によって当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は、全て契約相手方が負担するものとする。

- d) 官側及び契約相手方は、知的財産権の帰属などに関し、疑義が生じた場合にはその都度協議して解決するものとする。

4.8 契約相手方の責務

- a) 契約相手方は、不測の事態により定められた期日までに業務を完了することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を官側に連絡し、その指示に従うこと。
- b) 契約相手方は、業務の過程において官側から指示された事項については、迅速かつ的確に実施すること。
- c) 契約相手方は、輸送中における事故等により第三者への損害を発生させた場合は、契約相手方は自己の費用によって当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は、全て契約相手方が負担するものとする。
- d) 契約相手方は、部外施設で役務対面教育を実施する場合、役務対面教育期間の教育時間中及び認定試験実施中（駐屯地を出発した時点から駐屯地に帰隊するまでの間とする。）において、車両事故、食中毒等契約相手方の管理下にある状況において受講者に損害を発生させた場合（受講者の故意または重過失によるものを除く。）、損害賠償責任は、全て契約相手方が負担するものとする。
- e) 契約相手方は、役務期間中に受講者または教官が教育用端末、会場または器材等に損害を発生させた場合（受講者または教官の故意または重過失によるものを除く。）、損害賠償責任は、全て契約相手方が負担するものとする。教育用端末が通常使用できない状態となった場合は、契約相手方は代替機を準備するものとする。

4.9 その他

- a) この仕様書について疑義がある場合は、速やかに契約担当官と協議するものとする。
- b) 官側の都合により教育の継続が困難となった場合、契約相手方と協議するものとする。
- c) 教育の内容、実施要領及び教育状況等の情報共有に関しては、下請業者を含む関係者のみに限定するものとする。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	5KXT1CA0006
	調達要求年月日	令和7年5月7日
	作成部課	陸上自衛隊システム通信・サイバー学校サイバー教育部
	作成年月日	令和7年4月11日
品名	サイバー共通教育の部外委託	
仕様書番号	0004	

指定事項：

2.2.1 役務期間

役務期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

2.2.2 役務対面教育期間

役務対面教育期間は、令和7年9月1日から令和8年2月27日のうち、20日間（土日祝日その他官が指定する日を除く。）を4回とする。

2.2.3 自習期間及び自習サポート実施期間

自習期間は令和7年7月7日から令和8年2月27日までの間とし、自習サポート実施期間は、令和7年8月18日から令和8年2月27日までの間とする。

2.3 教育会場

役務対面教育及び認定試験の会場は、第1回及び第2回は久里浜駐屯地内の教場とし、第3回及び第4回は部外施設とする。

2.2.4 官教育期間

官教育期間は各回の役務対面教育期間前後のあわせて10日間（土日祝日その他官が指定する日を除く。）とする。

2.4 教育対象

受講人数は100名を基準とし、1回につき25名を基準として実施する。

2.10.2 給食

昼食は現物支給とし、1食あたり800円程度とする。食数は表1によるものの、受講人数が増減した場合、受講人数に21（食）をかけた数を各回の昼食数とする。

表1 食数（基準）

		1回目	2回目	3回目	4回目
朝食	食数（総数）	/	/	/	/
	種別				
	場所				
昼食	食数（総数）	/	/	525	525
	種別			部外	部外
	場所			食堂	食堂
夕食	食数（総数）	/	/	/	/
	種別				
	場所				

情報セキュリティ指定書	発簡番号	
	調達要求番号	5KXT1CA0006
	調達要求年月日	令和7年5月7日
	作成部課	陸上自衛隊システム通信・サイバー学校サイバー教育部
	作成年月	令和7年4月11日
品名	サイバー共通教育の部外委託	
仕様書番号	0004	

指定事項：

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）**添付書類「**装備品等役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項**」に基づき適切に管理するものとし、保護すべき情報については表1のとおり指定する。

表1 保護すべき情報

番号	保護すべき情報	防衛省が提供した保護すべき情報	契約相手方において新たに作成する情報のうち、保護すべき情報又は作成が見込まれる保護すべき情報	備考
1	受験者全員の能力が確認できる集計資料	—	教育結果報告書	—

付表 教育内容 (基準)

分類	課目	細部課目	区分	役務対面教育			官教育
				実習項目	小テスト方式	アクティブ ラーニング 重視課目	
レベル2課目	情報システムの基礎	サイバー関連課目	官教育				1日
		Windows	官教育				1日
		Linux基礎	官教育				4.5日
		データベース	官教育				2.5日
レベル3導入課目	情報システムの維持管理	ネットワーク基礎	役務対面教育	○	実技方式		2日
		セキュリティ概要	役務対面教育	○	択一及び 記述方式		0.5日
		プログラミングの基礎 (python)	役務対面教育		択一及び 記述方式		4日
		スクリプト言語 (python, PowerShell)	役務対面教育	○	実技方式	○	
認定試験	ペネトレーション技術	仮想化技術	役務対面教育	○	択一及び 記述方式		7.5日
		ネットワーク構築・管理	役務対面教育	○	実技方式	○	
		Windows・Linux防護	役務対面教育	○	実技方式		
		通信プロトコル	役務対面教育	○	実技方式		
認定試験	ペネトレーション技術	暗号、認証	役務対面教育	○	実技方式		6日
		マルウェア解析概要、フォレンジック概要	役務対面教育	○	実技方式		
		インシデントレスポンス	役務対面教育	○	実技方式		
		ペネトレーション手法概要	役務対面教育	○	実技方式		
合計							20日
							10日

※コンテント基準備対象課目は役務対面教育で実施する課目と同じ